

令和7年度米原市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

1 乳児等通園支援事業の実施について

こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和7年度以降、児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として位置付けられました。また、子ども・子育て支援法においては、令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施され、令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」として全国で実施される給付制度となります。

こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが前提であり、支援の質の確保の観点から、実施主体である市による認可の下、受入れ体制が整っている施設において実施するため、家庭的保育事業等と同様に市長による認可手続が必要となります。多様な主体の参画を認める観点から、対象施設は限定せず、認可基準を満たし、適切に事業を実施できる施設を実施施設として認めていくこととなり、認可に当たっては、市子ども・子育て審議会の意見を聴く必要があります。

そこで、令和7年度からの事業実施に当たり、子どもにとって安全・安心な制度となるよう市が認可基準を設定するため、「米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」の一部改正を行い、乳児等通園支援事業に関する設備および運営基準を追加します。設備運営基準については、令和7年1月14日付けで公布された国の基準府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき改正します。また、「米原市子ども・子育て審議会条例」の一部改正を行い、認可に関する意見聴取を本審議会の所掌事務に追加するほか、保護者が負担する利用料を定めるため、「米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料に関する条例」の一部改正を行います。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉法第34条の16に基づき、国の設備運営基準に準じて市の乳児等通園支援事業の設備運営基準を定めるため、米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例を改正します。

条例で定める基準の事項を定める

従うべき基準	参酌すべき基準
条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準である。	参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、 <u>乳児等通園支援事業の区分、設備および職員の基準、乳児等支援の内容</u>	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、事業者の一般原則、非常災害対策、職員の一般的要件、職員の知識および技能の向上等、他の社会福祉等を併せて設置するときの設備の基準、衛生管理等、事業所内部の規程、帳簿、苦情への対応、保護者との連絡、電磁的記録

主な内容（下線の基準事項を一部抜粋）

乳児等通園支援事業の区分	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業および余裕活用型乳児等通園支援事業とする。 ①一般型乳児等通園支援事業は、②以外の乳児等通園支援事業をいう。 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。（以下「保育所等」という。））を行う事業所において、当該施設または事業の利用児童数が利用定員に達しない場合に、その利用定員の範囲内の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
設備の基準	①一般型乳児等通園支援事業 【0～1歳児】乳児室：1.65㎡/人 または ほふく室：3.3㎡/人 【2歳児以上】乳児等通園支援室または遊戯室：1.98㎡/人 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。
職員の基準	【0歳児】3：1 【1、2歳児】6：1 ①一般型乳児等通園支援事業は、保育所等の利用定員以外に定員を定める。 ・乳幼児の年齢および人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。 ・保育士以外の保育従事者は、研修（子育て支援員研修または家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者 ②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。

2 米原市のこども誰でも通園制度と一時預かり事業の比較

項目	米原市こども誰でも通園制度	米原市一時預かり事業（一般型）
国での位置付け	(令和7年度)市が実施主体となる補助事業 子ども・子育て支援事業計画への位置付け (令和8年度)法に基づく新たな給付 (乳児等のための支援給付)	市が実施主体となる補助事業 地域子ども・子育て支援事業
実施自治体	令和7年度の実施は自治体で判断(R6年度118自治体) 令和8年度から全自治体(1,741)で実施	市町村が実施主体となり実施(1,269自治体)
目的	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育てで家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)を創設する。	家庭において保育をすることが一時的に困難となった未就園児について、主として昼間に保育所、認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護(保育)を行う事業
利用対象児	生後6か月から満3歳に到達した年度末までの未就園児	生後6か月から就学前の未就園の乳幼児 (柏原こども園では生後4か月から)
利用時間	子どもの成長とその保護者の育児を支援する。 (一人当たり月10時間上限) ①園での生活を子どもが経験する。 子どもの成長や発達に刺激を与え、子どもの成長を支援する。 ②子どもの発達や離乳食、子育ての悩みや不安を抱いている保護者に対して保育者がアドバイスを行う。 保護者に面談、見学、相談等を行なうことで子どもの成育環境を整える支援を行う。 ③親子通園ができる。 子どもが慣れる期間は、親子で通園ができる。	①非定型的保育サービス(週3日) 仕事の都合、通院や治療、介護、就労のための資格取得など継続的に家庭保育ができない場合 ②緊急保育サービス(月14日) 保護者等の傷病や入院(付き添い含む)、事故、出産、冠婚葬祭など緊急的かつ一時的な理由の場合 ③私的保育サービス(月3日) 保護者の育児に伴う心身の負担を軽減するために一時的に保育を必要とする場合(保護者の私的な用事やりフレッシュ)
利用定員	1日当たり3人程度(実施施設で決定) 実施方法:一般型	1日当たり3人程度(実施施設で決定) 実施方法:一般型
利用料 (実施園が徴収)	一人1時間当たり300円 生活保護世帯 免除 市民税非課税世帯 150円	乳児(3歳児未満)1日(4時間超) 3,000円 半日(4時間以下)1,500円 幼児(3歳児以上)1日(4時間超) 1,000円 半日(4時間以下) 500円
利用方法	①市へ利用(給付)申請を行い、認定を受ける ②利用希望施設へ直接申込、面談を実施後、利用日時を予約して利用する。	利用希望施設へ直接申込、面談を実施後、利用日時を予約して利用する。
実施施設	(令和7年度)公立認定こども園2園	公立認定こども園4園、民間園3園
職員配置基準	①一般型 一般型一時預かり事業と同様の基準 ②余裕活用型 各施設の基準を遵守する。	①一般型 ・乳幼児の年齢および人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上 ・保育士以外の保育従事者は、研修(子育て支援員研修または家庭的保育者基礎研修と同等の研修)を修了した者 ②余裕活用型 ・保育所の基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1)
国等補助基準額	(令和6年度)国3/4、市1/4 850円/時間 (令和7年度)国3/4、市1/4 0歳児1,300円/時間(国975円、市325円) 1歳児1,100円/時間(国825円、市275円) 2歳児900円/時間(国675円、市225円) (令和8年度)国3/4、県1/8、市1/8 乳児等のための支援給付の支給に要した費用	(令和6年度) 国県補助金 国1/3、県1/3、市1/3 年間延べ利用児童数(1施設当たり年額) 300人未満 2,833,000円/か所 300人以上900人未満 3,105,000円/か所

3 令和6年度利用状況および利用者からの意見

■利用状況（令和7年2月末時点）

実施施設	醒井保育園（民間園）	おうみ認定こども園（公立園）
実利用者	4人（1歳児3人、2歳児1人） 米原（醒井）地域2人 山東地域1人 伊吹地域1人	6人 （0歳児1人、1歳児4人、2歳児1人） 近江地域6人
利用状況 （延べ数値）	4月	A（1歳児） 2日 10時間 —（7月から実施）
	5月	A（1歳児） 2日 10時間 —
	6月	A（1歳児） 2日 10時間 —
	7月	A（1歳児） 2日 10時間 B（2歳児） 1日 5時間 0人
	8月	A（1歳児） 2日 10時間 C（1歳児） 1日 5時間 0人
	9月	A（1歳児） 2日 10時間 C（1歳児） 2日 7時間 E（1歳児） 1日 2時間 F（1歳児） 1日 2時間
	10月	A（1歳児） 2日 10時間 C（1歳児） 2日 6時間 D（1歳児） 3日 9時間 F（1歳児） 2日 4時間 G（1歳児） 1日 2時間 H（0歳児） 1日 1時間 I（2歳児） 2日 4時間
	11月	A（1歳児） 2日 10時間 C（1歳児） 3日 9時間 D（1歳児） 2日 6時間 F（1歳児） 1日 2時間 I（2歳児） 1日 1時間 J（1歳児） 5日 10時間
	12月	A（1歳児） 2日 10時間 C（1歳児） 3日 9時間 D（1歳児） 2日 9時間 I（2歳児） 2日 4時間 J（1歳児） 1日 2時間
	1月	A（1歳児） 2日 10時間 J（1歳児） 2日 4時間
	2月	A（1歳児） 2日 10時間 J（1歳児） 2日 6時間
	合計	19人 41日 175時間 1歳児 18人 40日 170時間 2歳児 1人 1日 5時間 12人 22日 44時間 0歳児 1人 1日 1時間 1歳児 8人 16日 34時間 2歳児 3人 5日 9時間

・自宅から近い実施施設を利用されており、実施施設を増やしていくことが課題となっています。

■アンケート結果からの利用者の意見

<p>目 的：こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、利用者ニーズを把握するため利用者アンケートを実施した。</p> <p>時 期：10月11日～11月15日</p> <p>対象者：本制度を利用している人（7人対象：0歳児1人、1歳児3人、2歳児3人）</p> <p>回答数：5人（回答率71.4%）</p>
--

質問項目	利用者の意見
利用園を選んだ理由（複数可）	<p>自宅から近いから・・・4件</p> <p>いずれ入園させたい・・・1件</p> <p>給食が利用できる・・・1件</p> <p>希望する日や時間に合わせて利用ができる・・・1件</p>
利用してみようと思った理由（複数可）	<p>子どもと同じ年齢の子ども達の様子が知りたかった・・・4件</p> <p>保育所や認定こども園でどのように過ごすか知りたかった・・・2件</p> <p>子育てが不安だった・・・1件</p> <p>短時間子どもを預けたかった・・・1件</p>
利用した感想	<p>・先生や友達と楽しく過ごしてくれて安心しました。</p> <p>・初めは泣いていましたが、少しずつ慣れてきて、お迎えの時に笑顔で「楽しかった」と教えてくれます。</p> <p>・家とは違う園での様子が知れて良かった。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活を実際に体験できて刺激になっています。 ・子どもの成長に不安や心配が大きかったが、先生に相談事を聞いてもらい安心しました。 ・昨年度よりも利用時間が短くなり残念です。
利用時間について (一人当たり月 10 時間 上限)	ちょうどよい・・・3人 少ない・・・2人
利用料金について (令和6年度利用料： 一人 400 円/時間)	適正・・・3人 高い・・・1人 安い・・・1人
今後の利用について	毎月利用したい・・・4人 時々利用したい・・・1人
今後も利用したい理由	<ul style="list-style-type: none"> ・少し子どもを預かってほしい時がある。 ・来年入園を希望しているので、継続して慣れさせたい。 ・子どもの刺激になる。 ・子どもにとって、新しい環境や同じ歳の子と関われる良いきっかけであり、自身も育児の相談ができる。

- ・園生活の経験が、子どもの成長や保護者の安心感につながっています。保護者の育児不安を保育者が受け止め、育児への不安や負担感を軽減できるよう相談や支援が求められています。
- ・月10時間の利用時間については、意見が分かれています。令和7年度は、引き続き、月 10 時間を上限として利用児童の受入れを増やしていくとともに、利用者の意見も伺いながら、子どもの生活や受入れ体制の確保の面からも検討をまいります。
- ・利用料金については、より利用しやすいよう国の標準額と合わせることにし、一人 300 円/時間とします。

4 令和7年度実施予定施設について

おうみ認定こども園（令和6年度から継続実施）

まいばら認定こども園（令和7年度から新規実施予定）